医歯薬学総合研究科博士課程・博士後期課程に所属する学生が海外渡航する際の申し合せ

平成21年2月4日 医歯薬学総合研究科教授会決定

学生が海外渡航する際には、指導教員の許可を得た後、下記のいかなる事例においても、 渡航する4週間前までに学務課に「海外渡航届」を提出し、帰国後は速やかに「帰国届」を 提出することとする。

- 1. 2か月未満の渡航は、上記「海外渡航届」、「帰国届」の提出で可とする。 ただし、「留学」に関しては、別途「申し合せ」で規定する。
- 2. 学期中における2か月以上の私的な渡航の際のカリキュラムの取り扱いは、以下のとおりとする。
 - (1) 授業科目の履修を認めない。ただし、既に受講済みの授業科目(研究支援科目、課題研究、論文研究を除く)やオンラインで実施する受講可能な授業科目(研究支援科目、課題研究、論文研究を除く)の場合は、この限りではない。
 - (2) 中間発表会への参加を認めない。ただし、研究科がオンラインで実施する場合は、この限りではない。
 - (3) 学位審査を認めない。ただし、研究科が公開審査会をオンラインで実施する場合や研究科が指定した学位審査の手続きを行える場合は、この限りではない。
 - (4) ただし、学務委員会で特段の理由*により教育的な配慮が必要と判断した場合、上記 $(1) \sim (3)$ は適用されない。
 - *特段の理由とは、政府による入国制限などで学生の意に反して帰国できず登学できない場合など
- 3. 2か月以上の渡航のうち、カリキュラムとみなす場合の取り扱いは、以下のとおりと する。
 - (1) 留学(単位互換,研究指導の委託)
 - (2) 授業の一環(共同研究,学会出張,フィールド調査等)
 - ① 上記(1)において、博士課程在学期間中における海外渡航期間は、通算2年以内 (博士後期課程にあっては通算1年半以内)とする。 「留学」の条件は、別途「申し合わせ」で規定する。
 - ② 上記(2)において、博士課程在学期間中における海外渡航期間は、原則として通算2年以内(博士後期課程にあっては通算1年半以内)とし、指導教員から提出された関係資料(海外渡航(長期)申請書、研究計画書、共同研究・学会出張・フィ

ールド調査の内容を証明しうるもの)をもとに,渡航の妥当性等に関して学務委員会で審議し,承認した場合は,その結果を運営代表者会議に報告する。

ただし、博士課程在学期間中における海外渡航期間が通算2年(博士後期課程にあっては通算1年半)を超える場合は、指導教員から提出された関係資料に加え、 指導教員の教育指導計画をもとに、渡航の妥当性等に関して学務委員会で審議し、 承認した場合は、その結果を運営代表者会議に報告する。

- ③ 指導教員は、学生の海外渡航期間が通算2年(博士後期課程にあっては通算1年半)を超える期間の教育指導内容について、通算2年(博士後期課程にあっては通算1年半)を超える海外渡航期間が6か月未満の場合は帰国後に、6か月以上の場合は6月ごと及び帰国後に、海外渡航期間中における教育指導報告書(以下「報告書」という。)を学務課に提出するものとする。
- ④ 学務委員会は、報告書をもとに、その妥当性について審議する。

4. その他

- (1) 海外旅行傷害保険等への加入
- (2) 危機管理対応マニュアルの配布

附則

この申し合わせは、平成21年2月4日から施行する。

附即

この申し合わせは、令和元年9月4日から施行する。

附則

この申し合わせは、令和2年10月28日から施行する。